三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　廿日市市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷（平成二十年国土交通省告示第千四百五十二号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）
京都府舞鶴市字白杉小字オク
三八番から四〇番まで
四〇番一
四一番一及び四一番二
四二番から五〇番まで
五六番

○国土交通省告示第千二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十二年内務省告示第四百五十五号で指定した土地の区域を除く。）
京都府京都市西京区大原野北春日町
一一〇五番二
一一〇六番二から一一〇六番四まで
一一〇八番
一一〇九番一及び一一〇九番二
一一一〇番から一一一二番まで
一一一三番一及び一一一三番二
一一一四番から一一一三一番まで
一一一三二番一及び一一一三二番二
一一一三三番
一一一三四番一及び一一一三四番二
一一一三五番から一一一七一番まで
一一九八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第四百五十五号で指定した土地の区域を除く。）
京都府京都市西京区大原野北春日町
一〇九九番一　一号から七号まで
一一八五番一　八号
一〇九九番一　九号及び十号
一一〇〇番　十一号から十五号まで
一一〇〇番地先道路敷　十六号及び十七号
一一八六番二　十八号から二十一号まで
一一九七番　二十二号から三十二号まで
一一九八番　三十三号及び三十四号
一一四八番　三十五号
一一四七番　三十六号
一一〇二番　三十七号から四十四号まで
一一〇四番　四十五号から五十六号まで及び七十三号から七十八号まで
一一〇一番　五十七号から七十二号まで
一一〇五番一　七十九号及び八十号
一一〇九番一　八十一号
一一〇六番三　八十二号及び八十九号
一一〇八番地先道路敷　八十三号
一一〇八番　八十四号
一一〇六番一　八十五号から八十八号まで及び九十号から九十六号まで
八五九番　九十七号から百十七号まで
八六〇番　百十八号から百二十二号まで

○国土交通省告示第千二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
波路浦川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県大田市温泉津町小浜
字森ノ上　イ六八二番一二　一号及び十号
イ七九八番四　九号
字波路浦谷　イ八二九番三　二号及び三号
字七木坂　イ八二八番　四号
字谷頭　イ六七四番五　五号
イ六七五番　六号
字釜ノ坂　イ八一〇番一　七号
字呉ケ谷　イ八〇九番二　八号

○国土交通省告示第千二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの土地の区域、標柱三号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の大谷川の中心線から左岸河川敷右岸百メートルまでの土地の区域及び標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の大谷川の中心線から左右各岸百メートルまでの土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二百二十六号で指定した土地の区域、昭和三十八年建設省告示第九十九号で指定した土地の区域及び昭和十四年内務省告示第百五十一号で指定した土地の区域を除く。）
宮城県大崎市鳴子温泉
字古戸前　一〇五番四　一号及び三号
一〇五番一　五号
六八番四　七号
字星沼　一三番三二五　二号
一三番二四二　四号
字尿前　八八番三　六号
二番　八号

○国土交通省告示第千三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
横尾谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
徳島県阿南市椿町横尾
五八番一　一号
七八番　二号及び三号
八三番　四号
九六番　五号
五二番　六号
四五番　七号
四一番　八号

○国土交通省告示第千三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司